

ID: 244

担当部署: 建設水道課

<p>処分の概要</p>	<p>公認業者の指定の停止及び取消し</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>村田町排水設備等工事業者に関する規程 第10条第1項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>令和元年企業管理規程第1号</p>		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (指定停止及び取消し) 第10条 管理者は、公認業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を一定期間停止し、又は指定を取り消すことができる。 (1) 下水道に関する法令等に違反したとき。 (2) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき。 (3) 第8条に規定する誠実義務に違反したとき。 (4) 正当な理由がなく、下水道に関する法令等に基づいて管理者が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。 (5) 公認業者として、その信用を著しく失墜する行為があると認められるとき。 (6) 不当に高い工事費を要求し、又は受けたとき。 (7) 営業を廃止したとき、又はこれと同様の状態にあると認められるとき。 2 前項の規定により、業務の停止又は指定の取り消しを受けた者がこれによって損失を受けても、町はその責めを負わない。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和3年4月2日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>